



山形県公報

令和3年8月17日(火)
第230号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 農業振興地域の区域の変更……………(農業経営・所得向上推進課) ……841
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……843
- 同……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……844
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会8月定例会の招集……………845

## 告 示

### 山形県告示第659号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和3年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更する地域の名称  
川西農業地域
- 2 変更後の区域  
川西町行政区域のうち、次の図に示す区域  
(次の図は省略し、その図書を農林水産部農業経営・所得向上推進課及び川西町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山形県告示第660号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
みちのく村山農業協同組合  
代表理事組合長 三浦 康彦  
村山市楯岡北町一丁目1-1
- (2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                   |                                                | 変更年月日     |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------|
| 変 更 前                                          | 変 更 後                                          |           |
| みちのく村山農業協同組合<br>代表理事組合長 折原 敬一<br>村山市楯岡北町一丁目1-1 | みちのく村山農業協同組合<br>代表理事組合長 三浦 康彦<br>村山市楯岡北町一丁目1-1 | 令和3年6月30日 |

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 余目町農業協同組合  
 代表理事組合長 森屋 要二  
 東田川郡庄内町余目字三人谷地172

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |            | 変更年月日     |
|---------------------------|-------|------------|-----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考        |           |
| 工藤 久仁男<br>玄米、大麦、大豆、そば     | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和2年9月30日 |
| 相蘇 弘道<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左   |            |           |
| 佐藤 英樹<br>玄米、小麦、大麦、大豆      | 同 左   |            |           |
| 吉住 徹<br>玄米、大豆             | 同 左   |            |           |
| 大滝 吉幸<br>玄米、大豆            | 同 左   |            |           |
| 高橋 航<br>玄米、小麦、大豆          | 同 左   |            |           |
| 佐藤 圭<br>玄米、小麦、大豆          |       |            |           |

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 鶴岡市農業協同組合  
 代表理事組合長 佐藤 茂一  
 鶴岡市日吉町3-1

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類  |       |            | 変更年月日    |
|----------------------------|-------|------------|----------|
| 変 更 前                      | 変 更 後 | 備 考        |          |
| 黒田 哲夫<br>もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば | 同 左   | 国内産農産物に限る。 | 令和3年8月3日 |
| 佐藤 博<br>もみ、玄米、大豆           | 同 左   |            |          |
| 林 真太郎<br>もみ、玄米、大豆          | 同 左   |            |          |
| 高橋 弘<br>もみ、玄米、大豆           | 同 左   |            |          |
| 難波 俊幸<br>もみ、玄米、大豆、そば       | 同 左   |            |          |
| 菅原 透<br>もみ、玄米、大豆           | 同 左   |            |          |

|                      |                      |  |
|----------------------|----------------------|--|
| 菅原 隼希<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左                  |  |
| 吉住 吉美<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左                  |  |
| 石井 隆<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左                  |  |
| 須田 朗弘<br>もみ、玄米、大豆、そば | 同 左                  |  |
| 齋藤 和人<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左                  |  |
| 玉田 陽集<br>もみ、玄米、大豆    | 玉田 陽集<br>もみ、玄米、大豆、そば |  |

**山形県告示第661号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営白須賀地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営白須賀地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
大蔵村役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和3年8月19日から同年9月16日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第662号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営湊郷堰土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営湊郷堰土地改良事業計画書（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））の写し
- 2 縦覧に供する場所  
南陽市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和3年8月17日から同年9月14日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に

対して審査請求をすることができる。

(2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第663号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月17日から同月31日まで縦覧に供する。

令和3年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童山寺公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長     |
|-------------------------------|------|--------------------|---------|
| 天童市大字原町字南上11番1から<br>同 上2番7まで  | 旧    | 15.1メートル<br>} 9.6  | 166メートル |
| 天童市大字原町字岩下上46番2から<br>同 上54番まで | 新    | 16.5メートル<br>} 11.1 | 同 上     |

**山形県告示第664号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月17日から同月31日まで縦覧に供する。

令和3年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童山寺公園線
- 2 供用開始の区間 天童市大字原町字岩下上46番2から  
同 上54番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年8月17日

**山形県告示第665号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年8月17日から同月31日まで縦覧に供する。

令和3年8月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄次年年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|---------------|---|------|----------|--------|
| 新庄市城南町106番1から |   | 旧    | 9.0メートル  | 35メートル |
| 同 107番まで      |   |      | 8.3      |        |
| 同             | 上 | 新    | 10.3メートル | 同上     |
|               |   |      | 9.0      |        |

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

令和3年8月17日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

- 招集の日時 令和3年8月19日（木） 午後2時
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 議 題
  - 山形県立特別支援学校の小学部・中学部及び山形県立中学校における令和4年度使用教科用図書の採択について
  - 令和4年度山形県立東桜学館中学校の入学者募集について
  - 令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜基本方針の決定について
  - 令和4年度山形県公立学校教職員人事異動方針について

令和3年8月17日印刷 発行所 山形県庁  
令和3年8月17日発行 発行人 山形県